

市営住宅入居者募集

●申込資格

- ①現に同居し、または同居しようとする親族がいる人（今回の募集では単身者の申し込みはできません）
- ②住宅に困っていることが明らかでない人
- ③法で定める収入基準に該当する人

- ・一般世帯 月収額20万円以下
- ・高齢者・障害者等の世帯 月収額26万8千円以下

（上川西については、一般世帯13万7千円以下、高齢者等世帯17万8千円以下）

※現在、市外に住所または勤務先のある人も①～③の要件を備えていれば申し込みできます。詳しくはご相談ください。

●申込受付期間

12/10（金）～12/24（金）

●申込方法 市役所建設課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、次の書類を添付し建設課管理係に提出

・収入証明書類 入居しようとする人全員の所得証明書

（給与所得者は源泉徴収票の写し、事業所得者は確定申告書の写し）

- ・住民票 入居しようとする人全員の住民票
- ・その他証明に必要な書類

※前回申し込み済み今回も申込内容に変更がない人は、添付書類提出の必要はありませんので、事前に確認ください

●選考方法 書面審査、実態調査のうえ有資格者を選考し、公開抽選により入居者を決定

●入居時期

平成17年1月中旬以降
管理係 問い合わせ

●募集を行う市営住宅

団地名	棟・部屋	所在	構造	間取り	家賃(円)
仙崎漁民	A 502	鍛冶屋町区	中耐5階建	3K	7,100～11,800
上川西	B 204	上川西2区	中耐4階建	3DK	8,500～10,300
上川西	C 401	上川西2区	中耐4階建	3DK	9,400～11,400
田屋床	B 102	板持4区	中層3階建	3LDK	21,900～36,300

※ 1回の募集において、1世帯につき1戸の申し込みに限ります

住宅リフォームの悪質業者にご用心ください

一部の悪質な住宅リフォーム（改修）業者によるトラブルが増えています。しかし、その大半が訪問販売によるもので、高齢者がトラブルに遭っています。

このような悪質業者による金銭的な被害と精神的苦痛は非常に大きなものになります。安心してリフォームするためにも、次のような業者との契約はしないよう気を付けてください。

悪質業者の特徴

- ① 契約を交わすまで長時間居座る
- ② 断ってもしつこく営業に来る
- ③ 契約後すぐに工事を始めたがる
- ④ 「モニター期間中で大幅値引き」といって値引後も高額な工事費
- ⑤ 無料点検といっって、最後には不当に高い工事を契約させる
- ⑥ 「自社開発製品で長期間保証付」といって高額な工事を勧める
- ⑦ ずさんな手抜き工事
- ⑧ 粗悪な材料や約束した材料・工法とは違うものを使った工事
- ⑨ 介護保険を利用した住宅改修やバリアフリー化をすると補助金や融資が受けられるといっって、工事を強引に勧める
- ⑩ ひとり住まいの高齢者や障害者の世帯へ強引に工事を勧める

商法なども報告されています。契約にあたっては細心の注意が必要ですが、**うっかり契約をした場合は…**

万が一契約しても、訪問販売による自宅での契約の場合、契約後8日間以内なら、契約を解除（クーリング・オフ）できることが特定商取引法で定められています。

しかし、工事に着手してしまふと契約解除後の原状回復等の手続きが複雑になります。万が一契約しても、クーリング・オフ期間中は絶対に工事に着手させないようにしてください。

長時間におよぶ居座りや威迫などの強引な勧誘等の場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことができます。

●悪質業者・クーリング・オフについての相談・問い合わせ
・商工観光課 商工係
☎23・1136

・山口県消費生活センター
☎083・924・0999

介護保険で行える住宅改修

介護保険で行える住宅改修は、次の3つの条件に全てあてはまるものに限られ、対象限度額も

最大20万円（9割給付）までになっています。

- ①要介護等認定中であること
- ②在宅であること
- ③本人の自立支援に必要な所定の改修内容であること

定められた方法で申請をしないと、介護保険の給付が受けられませんのでご注意ください。

●問い合わせ

市民生活課 介護保険係
☎23・1159

身体障害者住宅改修

身体障害者住宅改修の対象は、次の3つの条件に全て当てはまるものに限られ、対象限度額は最大50万円までとなっております。世帯の課税状況により自己負担が必要になることがあります。

- ①長門市内に居住していること
- ②下肢・移動機能障害3級以上（内容により上肢障害2級以上）
- ③本人の自立支援に必要な所定の改修内容であること

所定の申請をしないと給付は受けられませんので、事前にお問い合わせください。

●問い合わせ
福祉事務所 高齢障害係
☎23・1157